

新旧対照表

参考

○ 「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A（令和元年10月厚生労働省） ※下線部が改正部分。

新	旧
Q 1～Q 3 （略） A 3 「法医学に関する一定の教育」とは、ガイドラインに基づいて、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する看護師が修得すべき内容を含む研修を指す。 研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、研修会の名称は「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下、研修会という。）とする。 Q 4～Q 13 （略） A 13 （略） <郵送すべき資料> 1 ガイドライン 様式 1（ICT を利用した死亡診断等に関する同意書）のコピー 2 ガイドライン 様式 2（ICT を利用した死亡診断等の記録）のコピー 3 遺族に交付した死亡診断書のコピー <u>（削る）</u> <u>4</u> その他、厚生労働省医政局長が求める資料 ※ 上記 1～<u>4</u> 資料を郵送するにあたっては、患者及び家族の氏名、住所を黒塗りし、患者の個人識別ができない状態とした上で、当課から送付する「郵送用封筒」を用いて、簡易書留で郵送すること。郵送用封筒の送付先については、厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当 03-5253-1111）に電話で連絡すること。	Q 1～Q 3 （略） A 3 「法医学に関する一定の教育」とは、ガイドラインに基づいて、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する看護師が修得すべき内容を含む研修を指す。 <u>平成 29 年度及び平成 30 年度については</u>、研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、研修会の名称は「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下、研修会という。）とする。 Q 4～Q 13 （略） A 13 （略） <郵送すべき資料> 1 ガイドライン 様式 1（ICT を利用した死亡診断等に関する同意書）のコピー 2 ガイドライン 様式 2（ICT を利用した死亡診断等の記録）のコピー 3 遺族に交付した死亡診断書のコピー <u>4 医師が確認した写真全部</u> <u>5</u> その他、厚生労働省医政局長が求める資料 ※ 上記 1～<u>5</u> 資料を郵送するにあたっては、患者及び家族の氏名、住所を黒塗りし、患者の個人識別ができない状態とした上で、当課から送付する「郵送用封筒」を用いて、簡易書留で郵送すること。郵送用封筒の送付先については、厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当 03-5253-1111）に電話で連絡すること。